

欧化政策における洋装の受容 — 宮中における洋装化を中心として —

鈴木 裕香[†]

Acceptance of Western Dress in the Europeanization Policy — Focusing on the Westernization of Court Dress —

Yuka Suzuki

1. はじめに

本研究は、明治時代以降の我が国が行った欧化政策の中で、極めて重要な課題となった衣服の洋装受容についての経緯と影響を、主に明治初期から中期の上流階級層の女子に焦点をあてて考察した。そして、その中心的担い手であった伊藤博文の政策と貢献、そして女子洋装化の過程において重要な役割を果たしたと考えられる、明治天皇の后である美子皇后（昭憲皇太后）による、洋装奨励の「思召書」の意図と国産生地制作の意義について検討した。さらに万国博覧会参加を機に欧米で流行した「ジャポニスム」が東西相互の服飾文化へもたらした影響について考察したものである。

2. 日本における洋装化の萌芽（1854～1871）

2.1 明治政府の欧化政策

慶應3年（1867）の大政奉還の後、新政府「明治政府」が発足すると、欧米列強との対等な国際関係を築くために、新政府は、積極的に西洋の思想・教育・生活文化に至るあらゆる制度を導入し急速な近代化を推進した。この政策の背景には、幕府によって締結された「不平等条約」の改正および治外法権を撤廃し、法権の回復と協定関税制度を廃して関税自主権を回復することが重要な課題となっていたことが挙げられる。そして、条約改正の予備交渉として、岩倉具視（1825～1883）を全権大使とする遣外使節団が結成され、明治4年（1871）11月欧米に向けて出発した。使節団は、大久保利通、木戸孝允、伊藤博文、山口尚芳の4人を全権副使とし、各省の理事官48名の使節団と男女留学生を加えた108名で構成された。留学生の中には、日本最初的女子留学生である津田梅子ら5人の女子留学生も含まれていた。

2.2 男子衣服の洋装化

我が国における洋装の歴史は、16世紀の安土桃山時代に始まる。当時、ポルトガルやスペインから渡来したキリスト教宣教師等から西洋風の服飾（南蛮服）が見られた。江戸時代になると、鎖国政策により基本洋装を目にすることはなかったが、長崎の出島に駐留するオランダ人等の服装は、出島以外でもオランダ商館長の江戸参府等を通じて目にすることが出来たようである。また、キリスト教禁教令により、洋服を着用することは忌避されていたが、安政5年（1858）「日米修好通商条約締結」により港が開かれると、外国人と交渉をする役人や通訳などを中心に、日本人にも洋服の着用者が現われた。その他、軍備の西洋化を進めていた諸藩や幕府においても西洋式の軍服導入が見られる。

明治時代になると、衣服の洋装化は、我が国の「文明化」を対外的に示す重要な課題とみなされ、早い段階で次々に服制が制定された。明治元年（1868）には天皇の名のもとに、服制に対する意見を広く求め、次のような通達が出されている [1]。

人各其服ヲ異ニシ、上下混淆国体何ヲ以テ立ツコトヲ得ン、故ニ古今ノ沿革ヲ考エ時宜ヲ権リ公議を採リ、一定ノ御制度被為立度思召ニ付、各見込之儀書取ヲ以テ、来ル廿五日限上言可有之様、御沙汰候事

服装が混淆状態では「国体」をたてるのが難しいので、どのような服にするがよいのか、意見を求めるという内容である [2]。

明治3年（1870）になると、官吏の服制が制定され、続いて海軍・陸軍の服制が制定された。これらの軍服は、西洋式の訓練を導入する際、陸・海軍の軍服をそれぞれの訓練にあわせて、イギリス、フランスの軍服を参考に制定さ

[†]2021年度修了（人文学プログラム）

欧化政策における洋装の受容
— 宮中における洋装化を中心として —

れた。つづいて、翌年8月9日には、官吏および華士族に対し「散髪、制服、略服、礼服ノ外、脱刀モ自今勝手タルベシ」という「散髪脱刀令」（太政官399号）が布告されると、髪型も従来の髷から散切り頭が普及し、以後、郵便夫・警察官・鉄道員の制服や教員の服装にも洋装が取り入れられた。そして同年9月4日、明治天皇（1852～1912）は「服制更改の勅諭」を下すと、正式に洋装に改めることを表明し、自らも翌年の大阪・中国・九州巡行での公の場で初めて洋服を着用した。続いて、皇族以下の大礼服が制定され、男子洋装の宮廷服制度化が着々と進められた。

当時の政府は、西洋の服飾に関する形式および服制の調査を進めるため、フランス人、アルペール・デュ・ブスケ（1837～1882）の助言を受けながら、大礼服制定の調査を進めていた。また、同じ時期に、欧米各国を訪問中の岩倉遣外使節団にも同様の調査が命じられており、政府と使節団の双方で同時に調査が行われていた。急遽一時帰国する事になった大久保利通と伊藤博文は、国内で製作された服制雛形一式の写しを持って再渡米しており、この雛形をもとに、現地でも大礼服調製の調査を行っている。

2.3 外交と鹿鳴館の建設

明治政府は、国内での交際を深める外国人接待の場として、明治16年（1883）11月、鹿鳴館を建設した。鹿鳴館建設の中心人物である、外務卿の井上馨（1836～1919）は、長州出身で伊藤博文とともに英国へ留学をした経験をもつ。

当時、外務卿の最大の任務は欧米各国との「不平等条約」の改正交渉である。条約改正を有利に導くため、外交上必要な西洋諸国の礼法を研究し、西洋風の賓客接遇礼式を定める必要があった。井上は海外より輸入した書籍の翻訳や、海外各国の国際法を学び、接遇の様式を整えた。我が国初の社交礼法書である「内外交際宴会礼式」が整うと、政府高官や貴顕の間に園遊会・夜会・舞踏会等の宴会訪問の礼式が整っていった [3]。

つづいて、井上は外国賓客など接遇用の建物、迎賓館の建設に取り組んだ。当時、来日外国人など国賓用の宿泊施設として使用された建物に延遼館があったが、手狭であることなどを理由に鹿鳴館が新たに建設されることになった。鹿鳴館建設の場所は、薩摩藩装束屋敷跡（現：内幸町）の広大な敷地に建設が決まり、設計は明治10年（1877）日本政府の招聘を受け来日した英国人ジョサイア・コンドル（1852～1920）に依頼された。コンドルは明治時代の近代建築設計を数多く手掛けた建築家である。

明治16年（1883）11月に落成した鹿鳴館は、煉瓦造2階建バロック建築の建物で、ところどころに東洋式の意匠をこらした斬新な建物であった。建坪440坪、内部は1階に大食堂・書籍室・バーやビリヤード室、2階には鹿鳴館を象徴する舞踏室があった。また、「鹿鳴館」という名称は、中国最古の詩集『詩経』の「鹿鳴」の章に由来し、人々が集うもてなしの場という意味が込められた。落成式

当日は角界の代表ほか外国人400人を含む1200余名が集い、華々しく開館したのである [4]。

鹿鳴館では、連日華やかな夜会や舞踏会が繰り広げられた他に音楽会・慈善バザーなどが催された。そして、出入りするには、西洋の流儀に従い男女同伴と洋装が原則とし、ダンスと洋楽が必須教養とされた。当時、男子の洋装は進んでいたが、女性においては、服制があいまいで定まっておらず、すべてが洋装だった訳ではなかった。明治13年（1880）に出された通達では、女子の服装は「袴袴・紋服白襟・洋装」の三種類の服装とされているが [5]、外交官の妻に限り洋装が認められている程度である。その後、明治17年（1884）に再度服制が改正され、洋装着用が認められるものの、結果として和装の「袴袴」姿が多かった。正式に洋装着用が決定したのは明治19年（1886）である。しかし、女性が洋装を着用し始めてから、わずか1年後の明治20年、国粹主義者などからの非難と風当たりが厳しくなり、井上が外務卿を辞任するとともに、鹿鳴館は幕を下ろすことになった。

3. 宮中における洋装の採用とその過程（1882～1886）

3.1 宮中の服制改革と服装の社会的役割

男子の洋装制度化が着々と進められるのに反面し、女子の洋装化が決定したのは15年遅れてのことである。女子洋装化は、伊藤博文が積極的に推進したが、伊藤は我が国の「文明化」を図るには、西洋の流儀にしたがう事が大前提と考えていた。天皇が単独で応じていた儀式や外国要人との会見には、諸外国同様に皇后の同席が必要であり、男女共に洋装着用も「文明化」を説得する国際政治の延長線上の理由であった。

男子洋装化は、行事の多くが欧化されると共に、早い段階で洋装化が進み、伝統的装束は古来より続く伝統儀礼においてのみ着用することが定められたが、女子服制は整っておらず、政府は新たに参朝時の女子服装を定めたが、この制定は「袴袴」すなわち和装である。

新たに制定された「袴袴」は、平安時代より宮中の女子が日常着用した小袴姿を簡略化したもので、袴は裾をたくし上げ、長袴に代わり切袴を着用し、外出の際はパンプスを模した靴を用いるなど、伝統的装束を意識しながらも、行動しやすい形式へ変化したものである。

依然として女子服制が和装とされていたのは、必要以上に宮中が欧化することに逡巡した、天皇や侍補たち側近による反対が強く影響していたからであるが、伊藤は次第に天皇の信頼を獲得することに成功した。しかし、すぐに洋装が可能となったわけではなかった。明治17年（1884）伊藤が宮内卿就任後に通達した女子服制も「洋装は時に応じて着用する」というあいまいな内容で、基本は和装である。

伊藤が宮内卿就任して2年後の明治19年（1886）6月に

ようやく皇后の洋装化が決定すると、上流階級層の女子も礼式相当の洋服を自由に着用できることとなった。そして、翌月7月、皇后は華族女学校行啓の際、公の場で初めて洋装を着用した。その後は常に洋服を着用し、女子の洋装化に多大な影響を与えた。

3.2 宮内卿伊藤博文の貢献

伊藤博文（1841～1909）は、長州藩の下級武士出身で、幕末、松下村塾で吉田松陰（1830～1859）に学び、維新後政府の役人となって日本の近代化をはかった。特に伊藤が明治18年（1885）、内閣制度を定め、初代内閣総理大臣に就任したことは有名であるが、欧化政策を推進する上において、皇后をはじめとする女子洋装化を積極的に推進した1人でもあった。

伊藤が近代化を推進した発端は、20代前半でのイギリス留学が大きく関係している。文久3年（1863）、伊藤は井上馨、井上勝、遠藤謹助、山尾庸三の5名の長州藩士とともに、イギリス留学を果たした。彼らは、イギリスで語学を学び、造幣・造船・鉄道敷設など精力的に視察して、西洋の近代文明の凄さを肌で感じながら、最新の技術と知識を吸収して帰国した。

つづいて、伊藤は岩倉遣外使節団として欧米諸国を視察、さらには明治15年（1882）3月から翌年8月憲法調査のため、ドイツ、オーストリアに渡欧し、プロイセン憲法學説を学び帰国した。帰国後の伊藤は、明治17年（1884）3月には制度取締局長官となり、宮内卿も兼任する事となる。宮内卿としての伊藤は、我が国が欧米列強と対等な国際関係を結ぶためには、国の君主のもと政府が強い力を持つ「立憲君主制」を確立させたかった。そのため宮中制度の改革に着手し、宮内省の組織改革・華族令公布・皇室財産の基盤確定など行い、国際的宮廷儀式の改革に伴うために、女子の洋装化を推進したのだった。

伊藤が女子洋装化を推進した理由については、御雇い外国人としてドイツより招聘され、東京帝国大学の教師ほか、医師として宮中に関わりのあったエルヴィン・ベルツ（1849～1913）の『ベルツの日記』に示されている。

かつて伊藤侯が、宮中での洋式の服装が採用になる旨、自分に告げた時、見合わせるように切に勧めていた。なにしろ洋服は、日本人の体格を考えて作られたものではないし、衛生上からも夫人には有害である、すなわちコルセットの問題があり、また文化的・美学的見地からは全くお話にならないと。伊藤侯は笑っていわく「ベルツさん、あんたは高等政治の要求するところを、何もご存じないのだ。もちろん、あんたのいったことは、すべて正しいかも知れない。だが、わが国の婦人連が日本服で姿を見せると、『人間扱い』されないで、まるでおもちゃか飾り人形のように見られるんでね」[6]

ここには洋装採用について、伊藤は「高等政治の要求す

るところ」と述べたことが記されており、女子洋装採用についても、欧化政策の一環だったことをベルツの日記からも読み取れるのである。

3.3 宮中女子の洋装化

現在十二単と呼ばれる女子装束は、平安期より宮中の女房装束として着用されたもので、飛鳥時代以降、大陸の様式を手本に服制が定められると唐風の朝服が変化し、国風文化の発展によって和様化した形式であり、公家装束の原点と言える。公家の女子服飾は、広袖系の衣を基本に枚数を増減する形式で「単」と「袴」が基軸となっていた。南北朝以後は武家政権への推移により衣服が簡略化されたが、江戸時代になると、宮廷装束が復興をとげ、十二単は即位式など特別な儀式に限り着用されるようになる。さらに明治になると、中世以来続いてきた礼装を継承しつつも、新たに「袴袴」の服制が整えられ、奉仕の女官や拝謁、参列の高官夫人に対して行われた。

女子の服制については、は明治7年（1874）に決められたとの記述も見られるが、史料的に確認できるものは、明治13年（1880）12月の内達である[7]。

明治十三年 宮内省 達

○十二月七日

來十四年以後勅任官ノ夫人新年 朝拜可被迎出ニ限り 洋語（コート、ドレス）着用不苦候（以下略之）勅任官並麁香間祇候ノ妻服飾

一袴 地織物 色黒ノ外何ニテモ不苦 地紋勝手十六歳未満者ハ長袖

一切袴 地精好、鹽瀬、或ハ生絹 色緋十六歳未満ハ濃ヲ用ユ

一小袖 地綾、羽二重 色白十六歳未満者ハ長袖

一髻 トキサゲ 白紙ヲ以テ中程ヲ結フ十六歳未満者ハ紅ノ薄葉ヲ用ユ

一扇 中啓

一履 品勝手

この内達は明治14年（1881）の新年拝賀に勅任官が夫人の同伴を認められたことから、前年の13年12月に通達されたものである。続いて明治17年（1884）9月17日には、13年の内容に比べてかなり詳細に記された内達が勅任官以上の夫人に対して行われ、「西洋服装ノ儀ハ其時々達スベシ」と洋装に触れられた内容が見られる[8]。つづいて同年11月には「場合ニヨリ西洋服装ノ儀ハ其時々達スヘシ」と、洋装に対する容認の姿勢に微妙な変化が生じている。これらの変化は宮中内の儀礼制度が確立されるにつれて、女性同伴での参入機会が増えたためであるが、基本は和装の「袴袴」が採用されていた。そして、明治19年6月23日、皇后の洋服着用が決定すると「官報897号」[9]には下記の様に記された。

欧化政策における洋装の受容
— 宮中における洋装化を中心として —

婦人服制ニ関スル大臣ノ達 去ル十七年中婦人服制ノ儀ニ付キ宮内卿ヨリ其ノ向ヘ内達ノ趣モ之アリシカ自今ハ場合ニヨリ皇后ニ於テモ西洋服装御用可被遊ニ付キ皇族大臣以下各夫人ハ朝儀ヲ始メ禮式相當ノ西洋服装随意ニ相用フヘキ旨ヲ去ル二十三日伊藤宮内大臣ヨリ皇族拜ニ大臣勅任官有爵者麝香間祇候等へ通達セラレタリ

この通達により、今後は皇族・大臣・勅任官・有爵者の夫人たちも、礼式相当の洋服を自由に着用できることが示されたのである。

4. 皇后の洋装と「思召書」(1886~1888)

4.1 皇后のドレス発注の経緯

皇后の洋装着用の経緯については、当時皇后大夫を務めた香川敬三と、娘の志保子との書簡から明らかになる。洋装を推進する過程の中で、伊藤博文はもっとも中心的人物といえるが、香川親子の存在も大きく、書簡には伊藤との洋装推進における経緯や動向、ドレス発注の経緯が詳しく述べられている。この香川敬三書簡は、上野秀治が [10] 『欧州留学中の香川志保子宛 父香川敬三書簡 (2)』(『学習院史料館紀要』第27号) に翻訳を詳しくまとめており、また同誌において、長佐古美奈子による研究によくまとめられている。

香川敬三 (1839~1915) は水戸藩出身の勤皇志士で、脱藩後上京し志士たちと交流の後、岩倉具視の知遇を得た。明治3年 (1870) に宮内省に出仕し、岩倉遣外使節団に随行を希望するも選にもれ、宮内省を退官。自費で随行し、のちに使節団の正式な一員となった。帰国後再び宮内省に出仕し、明治14年 (1881) から皇后大夫を務めた。娘の志保子は明治18年 (1885) から2年間英国留学をし、明治20年 (1887) には小松宮彰仁親王・同妃に随行して欧州各国を歴訪し、宮廷礼式などを学び帰国した。帰国後、明治21年1月に宮内省御用掛に命じられ、明治23年からは皇后職御用掛となり、皇后の洋装・装飾・西洋作法に関することや通訳も務めた。

志保子の留学の目的は西洋上流会における婦人の洋装や接遇などについての習得であった。当時、香川は皇后大夫専任となっており、先進諸国の皇后のふるまいに深い関心を抱き、志保子の就学に期待を寄せていたのである。また2年間の留学中に父、香川と交わした書簡は、計170通以上に及び、香川は皇后をはじめとする宮中の洋装化などの様子を、志保子は諸外国の儀式的模様や各国王室の動静などを伝えている。

着々と欧化政策を推進する中、一向に進まない女子洋装化について、伊藤は香川を通じ、皇后に説得にあたっている。明治19 (1886) 年4月12日に、香川から志保子宛ての書簡にも、洋装を着用することについて内々に伊藤から話があり言上したところ、皇后から「国ノ為メナレハ何ニテモ可致」との返事があったことが伝えられている。しか

し、天皇に説得したところ「ナラヌ」との返事があり、香川は困却している。この時点において、天皇は皇后以下女子の洋装化に対し反対であった。

天皇は、儒学的思想に基づいた政治観や「男女有別」といった男女観と序列意識を重んじていたため、西洋の宮廷のような、皇后との並立にも積極的ではなく、また玉座においても皇后と同じ高さであることを承服しなかった。この保守的な価値観が、宮中内の完全なる欧化への変化に反対の理由だったのである。

しかし天皇に比べて、皇后は進取の気風に富む人柄であった。諸外国の皇后に倣い、女子教育や社会福祉の振興にとりわけ積極的に努めるなど、自立的な姿勢が随所にみられるほか、海外の文物や事象についても興味を示しており、伊藤や香川の説得にも協力的だったのである。しかしながら、伝統と復古精神も尊重しており、決して天皇と同等の行動をとることはなく、あくまで天皇の意志を尊重した。

天皇の逡巡的態度による試行錯誤の末、明治19年 (1886) 5月19日に、皇后は宮中正餐に天皇とともに出席したが、この時皇后はまだ和装であった。しかし同年6月23日には、ようやく天皇の気持ちも動いたようで、皇后が洋服を着用することが決定した。

正式に洋装化が進むと、1週間後の7月30日、皇后は華族女学校卒業証書授与式に初めて洋装を着用し行啓した。なお、この華族女学校へ洋装の行啓は香川の勧めであったという。香川は志保子に宛てた書簡のなかで、「皇后宮御洋服弥召スト云フニ相成申候」と、皇后の洋装着用が決定したことを報告している。この華族女学校に着用された洋装は日本製であることが、香川が娘志保子に宛てた手紙から伺えるが [11]、製作及びどの様な形状であったのかは不明である。

続いて皇后は洋装姿で初めて外国人との引見にも臨み、以降、日常においても洋装を着用して天皇と食事をするようになるなど、皇后の洋装化および行動を見る限り、天皇の理解が進んだ様子がわかる。

4.2 大礼服の発注

皇后の洋装着用が決定すると、今度は礼服の検証がなされ、翌年の明治20年の新年拝賀に、皇后は大礼服 (マントー・ド・クール) で臨むこととなった。なお、この大礼服はドイツに発注されている。皇后が華族女学校卒業式への出席で初めて洋装を着用した翌日、香川から志保子宛の書簡では、皇后の洋装姿が「かなり御似合遊ばれ候」と誇らしげに報告しながら、洋服が日本製で不十分の上、宝飾品も入手困難と愚痴をこぼしている [12]。そして日本では十分な洋装および大礼服を仕立てられる職人がおらず困っているとも伝えている。

大礼服ドイツ発注については、軍服など服制の参考および、宮中晩餐会関連諸品の購入経緯から考えればイギリスもしくはモードの中心であるフランスの2か国の選択が妥

当かと思われる。実際、志保子も皇后の洋装などに関する御用知識を身に着けるためにイギリスへ留学しているのである。志保子は同年12月28日付けの書簡で「皇后 御服（最初の大礼服）をドイツに発注したことは、当地日本人でよく言うものはない」と欧州での評判も伝えている[13]。

理由として、伊藤が内閣制度や様々な制度をドイツをモデルに改革した事から、皇后のドレスについてもドイツに発注したと考えられる。また、当時、長州藩出身の青木周蔵がドイツ公使を勤めており、伊藤個人がドイツと密接な関係にあった事も考えられる[14]。青木周蔵（1844～1914）は、明治元年（1868）藩留学生としてドイツ留学後、外務省入省し駐独公使や駐オーストリア・オランダ各公使を兼任した人物で、妻はドイツ出身の貴族であった。そのほか、青木と懇意であったドイツ帝国元枢密顧問秘書、プロイセン貴族のオットマール・フォン・モールが御雇い外国人として、明治20年（1887）4月29日、妻ヴァンダとともにドイツから日本へ招聘されている。

モールは1873年から1879年までドイツ皇后兼プロイセン王妃アウグスタのもとで枢密顧問官秘書をつとめており、妻のヴァンダは宮廷女官であった[15]。モールは天皇や皇室に、西洋の宮廷儀式や外交儀礼について助言することが目的で来日し、憲法発布直後まで日本に滞在した。また香川とその娘、志保子と関わりが深い。

伊藤から香川に宛てた明治19年7月25日付の書簡には「皇后の洋服について青木に相談したところ、平常服だけでなく礼服まで一通り調達する必要があり、費用は12,3万円である」[16]と洋装購入についての内容が記されており、伊藤は大礼服注文に青木の協力を仰いでいることが分かる。伊藤から依頼を受けた青木はベルリンの裁縫師マックス・エンゲルに製作を依頼した。そのほか、皇后の洋装化が採用される前年、明治18年（1885）に伊藤は、青木を通じティアラ他宝飾品の購入を依頼している。その依頼を受け、青木はベルリンの宝石商レオンハルト&フィーゲル社より品を購入しており、裕居宏枝は、これらの発注は伊藤の対独皇室外交の一端、日本の「ドイツ化」の表れに他ならないと論考している[17]。

また、昭憲皇太后大礼服研究修復元プロジェクトとして研究を行っているモニカ・ペーテは、明治22年（1889）6月に撮影された皇后の大礼服姿の写真から、全体的な構成は、1843年に制作された英国ヴィクトリア女王（1819～1901）の絵画における服装と多くの類似点があるが、皇后の大礼服姿は、ドイツ皇后アウグスタ（1858～1921）が、1888年に皇后に即位したときに撮影した写真と非常に良く似た服装をしており、皇后の模範とされたと論じている[18]。なおモールは、洋風儀礼の顧問官として、皇后の洋装について色々と助言しており、アウグスタ皇后のもとで枢密顧問官秘書を務めた経験上、アウグスタ皇后を模範に助言することは当然と言えよう。

なお、裕居の研究では、縫製先にマックス・エンゲルに

製作を依頼したとあるが、これまでの昭憲皇太后の洋装研究においては、ヘルマン・ゲルソンの名を挙げる論考が多くみられる。モールの回想録にも、皇后がドイツのゲルソン商会で継続的に洋服を発注したことが記載されている。また『明治天皇紀 第七』明治22年4月1日の条[19]や『昭憲皇太后実録 上巻』[20]にもドイツへ帰国するモールに対し、皇后がドイツで御服の裁縫を委嘱したことが記されている。

ゲルソンは、ユダヤ人服飾デザイナーのヘルマン・ゲルソン（1813～861）が1848年にベルリン開店したデパートで、彼がデザインした婦人服によって有名となり各国の王室やドイツ帝国とも取引があった[21]。裕居によるとこれまでの研究は、ベルリンに注文された皇后の大礼服と、その後モール夫妻によってベルリンに発注された通常礼服を混同して論じている点に問題があると指摘している[22]。

そのほか、モニカ・ペーテは、明治22年（1889）7月19日ドイツの新聞『ベルリン・ターゲスブラット』紙に、ゲルソン社が日本の皇后により注文を受けた12着のドレスのうち6着が完成したという記事があり、6着のドレスすべてについて詳しく説明していると言う。「最も豪華なドレスは、見事なバラの刺繍がされた落ち着いたバラ色の絹織物からつくられている」とあり、この全体の印象が現在進められている復元プロジェクトの大礼服意匠部分の説明と読み取れると言う[23]。しかし、現在この大礼服は、調査によってさまざまな事が新たに発見されている段階で、これまで海外で製作されたと考えられていたが、修復のため解体したところ、刺繍や縫い付けの技法が伝統的な日本刺繍の方法であり日本製である可能性が判明した。そのほか今日昭憲皇太后の洋装研究が注目されており、今後の研究に期待する事が出来る。

4.3 皇后の「思召書」の意図

明治19年（1886）6月23日、「婦人服制」の内達が出され、皇后が積極的に洋装着用すると、翌年の明治20年（1887）1月17日には、皇后より洋装奨励「思召書」が下された。内容は次のことが説かれている。

明治20年1月17日

十七日、皇后、女子服制に關し思召書を賜ふ、皇后以爲らく、現今女子の服制は南北朝以後、戦亂の餘弊に出でたる不具の制にして、固より王朝の古制に反し、且方今文明の世に適せず、西洋女服の卻りて本朝の古制に類するものを見る、宜しく倣ひて以て我が制と爲すべしと、是の日左の思召書を内閣各大臣・勅任官及び華族一般に達し、女子の洋装を奨励すると共に、特に國産服地の使用を勸奨したまふ、女子の服はそのかみ既に衣裳の制なり孝徳天皇の朝大化の新政發してより持統天皇の朝には朝服の制あり元正天皇の朝には左衽の禁あり聖武天

欧化政策における洋装の受容
— 宮中における洋装化を中心として —

皇の朝に至りては殊に天下の婦女に令して新様の服を著せしめられき當時固より衣と裳となりしかば裳を重ねる輩もありて重裳の禁は發しきされば女子は中世迄も都鄙一般に紅袴を穿きたりしに南北朝よりこのかた千戈の世となりては衣を得れば便ち著てまた裳なきを顧ること能はず因襲の久しき終に禍亂治まりても裳を用ひず纔かに上衣を長うして兩脚を蔽はせたりしが近く延寶よりこなた中結ひの帶漸く其幅を廣めて全く今日の服飾をば馴致せり然れども衣ありて裳なきは不具なり固より舊制に依らざる可らずして文運の進める昔日の類ひにあらねば特り坐禮のみは用ふること能はずして難波の朝の坐禮は勢ひ必ず興ざるを得ざるなりさるに今西洋の女服を見るに衣と裳とを具ふること本朝の舊制の如くにして偏へに立禮に適するのみならず身體の動作行歩の運轉にも便利なれば其裁縫に倣はんこと當然の理りなるべし然れども其改良に就て殊に注意すべきは勉めて我が國産を用ひんの一事なり若し能く國産を用い得ば傍ら製造の改良をも誘ひ美術の進歩をも導き兼て商工にも益を與ふること多かるべくさては此舉却て種々の媒介となりて特り衣服の上には止らざるべし凡そ物舊を改め新に移るに無益の費を避けんとするは最も至難の業なりと雖ども人々互に其分に應じ質素を守りて奢美に流れざるやう能く注意せば遂に其目的を達すべし爰に女服の改良をいふに當りて聊か所思を述べて前途の望みを告ぐ [24]

これは宮内省から大臣・勅任官・華族に伝達されたものである。

この「思召書」の背景から読み取れる事は、皇后は外交などの政治的背景の要求を受け入れながらも、洋装の普及に我が国の美術の進歩と殖産興業の発展を取り入れながら、伝統的な装束の歴史にも配慮した内容といえる。なお「衣ありて裳なきは不具なり」と、南北朝時代から変化した「袴」を伴わない「小袖」は下衣のない不備のある服装と捉えている。元来伝統的な宮中女子の服飾は「単」と「袴」が基軸となっているため、洋服は上衣にあたる「衣」と下衣の「裳」の上下区分のある構成である事を互いの共通点として着目したものである。ここには、伝統を否定するものではなく、継承された伝統的服飾の再評価が示されている。また、「生地はなるべく國産を用い、刺繡などするように」と示されており、我が国の國産美術工芸品への推奨観が見られる。

明治時代は維新後の変革により、武士階級が廃止されると、それまでの典礼貴紳の服装が一変して、伝統的工芸は衰退してしまい、職を失った職人たちが逼迫する事態となった。この職人への支援の意図もあり、天皇は國産美術工芸の制作活動を推奨している。そして、天皇・皇后ともに数々の博覧会・競技会等に行幸し、作品の「御買上げ」が行われたほか、御下命による制作も行われた。皇后においては、おもに織物産業を支援された。理由として皇后は聖武天皇の妃、光明皇后（701～760）を、自らを重ねられ

ていたという。光明皇后は、医療施設や、から風呂を設立し、自ら病人を浄められたと言われ、皇后自身も病院の設立や、慰問、負傷兵の介護、日本赤十字社への支援などの社会福祉の振興に努められた。また、光明皇后は宮中の儀式として養蚕を行ったとも言われており、これは皇后が明治4年（1871）に皇居内で宮中御養蚕を復活された動機と考えられ、織物産業支援へ繋がる理由とも捉えられる。

この國産の生地使用については、布地やデザイン、色彩に関して多く助言をした、オットマール・フォン・モールが皇后の意を受けて妻と共に京都西陣織工房の訪問し指導することもあった。しかし織物の美しさに驚嘆したものの、モールは日本の伝統的な生地が洋服に適しているか疑問に思ったようである。不向きと捉えたモール夫妻は、デザインや見本をヨーロッパから取り寄せたほか、装飾品の注文や、日本製の布地を送って洋服を注文する役割を担った。しかし、この時期の欧米諸国、特にフランスでは「ジャポニスム」が流行し、着物や日本固有の意匠を意識したドレスが制作されており、この意見はモールによる先入観とも捉えられる。

このようにモール夫妻は、皇后ほか宮中の女性たちが着用する洋服の布地に、デザインの変革をもたらすため、織物工房との仲介役として活躍し、その経緯を次のように説明している。

皇室用の布地を生産している工房はもっぱら京都にあった。まず彼らが模倣しながら折ることのできる錦の模範や色彩の模範を入手しなければならなかった。これらの模範のうちまず一応の選択が行われ、ついでこの問題に当然のことながら、きわめて関心を寄せている宮中女官との度重なる話し合いによって、これだという見本が確立されたあと、京都の工房に発注されるようになった。すると工房は1カ月の期限後、専門家の目すらうっとりさせるような、皇后をはじめ宮中の人々の衣装のための素晴らし布地を織り上げた [25]。

当時、布地製作に関わった織物職人は佐々木清七、川島甚兵衛、飯田新七、小林綾造、伊達弥助（五代）などが挙げられる [26]。彼らは美術染織を手掛け、内国勸業博覧会やパリ万博など国内外の博覧会において出陳経験があり、皇居室内の装飾用織物の調進など宮内省との関わりも深い。また、フランス、リヨンに派遣され西洋の技術を学んできた京都の織工たちは、ボタンやジャガード織機などを持ち帰り、より効率的な生地を生産を可能にしたのである [27]。佐々木が制作した織物は、現在も西陣織物館に所蔵されているが、この中に「宮内省御用品」と記されたもの認められる。また、飯田新七は、明治27年（1897）の大婚二十五年祝典に当たり、皇后の洋服地を受注している。そして衰退した西陣機業復活のため皇后は、京都府営織物工場へ洋服地を継続して発注している [28]。『京都織物株式会社五十年史』 [29]には、継続して皇后の洋服地が

発注された様子が記されており、さらには第5回内国勸業博覧会に出品した婦人洋服地の一種が御買上された記録も見られる。また、明治23年（1888）4月27日には、京都織物会社に行啓し、工場を御覧になられ金二百円を下賜されるなど、皇后の行動からも国産美術工芸品の推奨観が窺い知れる。いずれにしても皇后が着用する洋服は「思召書」の通り、国産の洋服地を使用することが原則とされ、自ら殖産興業の発展の一旦を担っていたのである。

なお、皇后や女官の洋服のデザインや縫製は、モールを通してドイツなど海外に依頼するか、日本に在中する外国人や、宮中で仕立てが行なわれていた。海外の依頼先として、フランス、オート・クチュールの開祖であり各国王室の服飾を手掛けているシャルル・フレデリック・ウォルト（1825～1895）の店などにも注文されたようである。但し生地は、国産のものを使用されており、明治22年（1889）4月に生地を送附した内容が『明治天皇紀 第七』[30]に記されている。国内においては、横浜のドレスメーカーであるマダム・ロネの店への発注や、ヨーロッパから取り寄せたパターンブックよりデザインを選び、宮中にあるお裁縫所で専任の玄人が仕立てていたと女官を務めた山川千代子の記述に見られる [31]。

4.4 宮中における洋装の規定

男子服制は身分や官職に基づいて異なったものが定められていたが、女子の洋装は一律とされ、儀式や、賜調、行啓などの場合に依じた種類があった。また、服の形態によってそれぞれ格が表され、格と着用の場合が関連づけられていた [32]。通達には下記のように記されている。

明治十九年六月廿三日宮内大臣内達文中礼式相当ノ西洋服装ト称シタルハ、現ニ宮中ニ於テ用井ラレタル所ニシテ、其別左ノ如シ

大礼服 (Manteau de Cour) 新年式ニ用ユ

中礼服 (Robe décolletée) 夜会晩餐等ニ用ユ

小礼服 (Robe me-décolletée) 同上

通常礼服 (Robe Montante) 裾長キ仕立ニテ宮中昼ノ御陪食等に用ユ

大礼服（マントー・ド・クール）は、重要な儀式や新年拝賀の際に着用された。肩や腰から長い引き裾がつけられ、襟ぐりが大きく開き、袖なしか短い袖のドレスである。中礼服（ローブ・デコルテ）と小礼服（ローブ・ミー・デコルテ）も、襟ぐりを大きく開き、袖なしか短い袖がつく。裾は後ろに長めにとられていることが多く、宮中の夜会や晩餐会に着用され、両者とも素材や装飾の違いの優劣のみで、デザインの形状はほぼ変わらない。通常礼服（ローブ・モンタント）は、昼の陪食・講書始・歌会始などに着用され、立衿を付け、袖が長いデザインである。

上述のように、女子の洋服は着用の場合に応じて、衿の形や袖の長さが定められていたが、ドレスのデザインは西

洋の流行に従った。

5. 女子洋装の変遷とジャポニズムの影響

5.1 一般庶民女子における洋装の浸透

女子洋装の先駆者は、すでに幕末から明治初期に確認でき、主に芸者や娼婦・留学生・洋行帰りの婦人などに見られる。我が国は黒船来航により開国を余儀なくされ、下田・函館のほか神奈川・兵庫・長崎・新潟に港を開くこととなったが、開港に伴い各港付近には外国人客を想定して遊廓がつくられた。長崎の遊廓では、娼婦達の洋装着用も早く、舶来ものの洋服を着用していたようである。ただし、この娼婦たちの洋装姿は、客引きのために新奇をねらったもので、一時的な流行に終わった [33]。

次に、有名なところで、明治4年（1871）11月、岩倉遣外使節団に随行しアメリカに赴いた津田梅子・永井繁子・山川捨松ら5名の女子留学生たちである。彼らは、出発前振袖姿であったが渡米後、洋装を着用し生活をしていった。山川捨松においては帰国後、「鹿鳴館の花」と言われ洋装姿の写真が数多く見られる。そのほか、洋行帰りの華族婦人も、洋装を着用した写真が見られる。

世間的に女子の洋装化に着目される様になったのは、鹿鳴館の登場からであり、明治19年の「婦人服制」の通達により、女子の洋装着用率が高まると、商業において様々な影響がみられるようになった。まず、横浜や長崎などの港付近では、来日外国人が開設する衣服輸入商や、絹物商で来日外国人向けに洋服の製造、販売を行っていたが、この外国人の元で修行を重ねた日本人職人や呉服店が、新たに洋服の需要に応じた店を開店するようになる。

明治19年（1886）、「婦人服制」が通達されると、東京女子師範学校や華族女学校のも洋服が採用され、他の女学校にも普及した。そのほか洋装裁縫授業が行われた学校も出現した。この洋裁裁縫教育の普及は、後に庶民の洋装化に大きな役割を果たすこととなる。しかしながら洋装の着用は、世間の封建的女性観による批判によって、わずか数年間施行されただけで、再び和装へ復帰してしまうのである [34]。

このように洋装はしだいに、公式な服装としての意味づけがなされると、上流階級の女子や師範学校の教員、女学生など一部の女性たちに採用されていった。しかし、女性の社会進出がなされない時代において、一般庶民の女性達へ洋装の普及は難しかった。主な理由は、日常生活において洋装の必要性がなかったこと、また封建的女性観による批判も大きな要因とも言える。さらにコルセットの使用や、裾長の形態など形そのものが活動に不便であったこと、なにより洋装の調整費用が高価であり、一般庶民には到底手が出せなかった点にある。洋装が一般に普及するのは、女性の社会進出と洋装の必要性が認められ、機能的な洋服が登場する大正時代末から昭和まで待たなければならない。

5.2 「ジャポニスム」における影響の相関関係

我が国は開国以降、欧米列強と肩を並べるために、ありとあらゆる欧化政策を推進したが、西洋においては、日本からの工芸品などの輸入品から影響を受け、日本的意匠を取り入れた「ジャポニスム」が大流行する。この「ジャポニスム」の流行のきっかけとなったのは日本の万国博覧会への参加である。

我が国が正式に参加したのは、幕末の慶応3年（1867）「パリ万国博覧会」である。当時のフランスではイギリスへの対抗意識に端を発し、フランスの貿易体制が自由貿易へ転換を図った時期で、万国博覧会においても、ユニバーサルな展示を目指した博覧会が提起され、ヨーロッパ諸国のみならず、アジアの国々を含めた広い参加を求めて、日本にも参加を呼びかけた。

幕府が参加を決断した真意は、政治・外交的関心に基づくものであった。当時日本は第二次長州征討の最中で、薩摩藩は独自にイギリスへ使節団を送り、対外関係を構築していたのに対し、幕府はフランス政府との関係構築を目指した。そして「パリ万博」参加を機会に、一層良好な関係を構築して援助を引き出し、さらには出品によって我が国の国力を欧米列強に示すという目的があった。

このような政治的思惑とは別に、万国博覧会は日本の工芸品、建築物などが大規模に展示されたことにより、今まで中国他のアジアの国々と区別が曖昧だった多くのフランス人に、具体的な「日本」のイメージ変化を与え、認知させる機会となった。さらに、日本の工芸品は、伝統と芸術性・独自性が高く評価されグランプリを受賞している。それ故に関心が高まり、のちの「ジャポニスム」へ発展を促す契機となっていくのであった。

明治政府発足後、初の万国博覧会参加となったのは明治6年（1873）、「ウィーン万国博覧会」である。この参加経験は、その後の万国博覧会への参加および、国内での内国博覧会等の開催要求へとつながった。出陳品は当時、万国博覧会事務副総裁の佐野常民（1823～1902）を中心に、アレクサンダー・フォン・シーボルト（1846～1911）、ゴッドフリー・ワグネル（1831～1892）ら御雇い外国人の意見を参考に決定された。ワグネルの考案した出品戦略は、輸出品として受け入れられる可能性のある陶磁器・漆器などの工芸品と、人目を引く巨大なものや、珍しいものを展示するというものであった。おおむね日本の出品物は好評を得られ、衣服・織物・竹細工・紙製品などの工芸品に褒章がえられた [35]。

明治11年（1878）開催のパリ万国博覧会の参加については、は当時、西南戦争など士族らの反乱により、政治不安を抱えていたため、積極的な準備が行えなかった。また、フランスにおいても第二帝政から第三共和政への政治体制の変革により、内政は混乱し、外交方針が定まらず、日本に対して積極的な外交を展開できる状況ではなかった。しかし、外交関係が弱まる一方「ジャポニスム」の流行により、日本への関心が増大していたのである。この影

響は、明治政府に対しても殖産興業政策のもと輸出工芸品製作をより重視させ、産業・芸術面における日仏関係を活性化した。

「ジャポニスム」流行の理由は、単に日本の美術工芸品の珍しさや美しさへの関心からではなかった。当時のフランスでは、他のヨーロッパ諸国との競争力を高めるため、産業芸術の改善を要請する動きがあった。これまでのルネサンス様式などの歴史的スタイルの模倣ではなく、新たなヨーロッパ工芸を製作するため「自然」から学び、独創的な方法で工芸品の製作に活かす事が求められたのである。そのため、芸術的で自然の要素が求められる日本工芸品に着目し研究が推奨されたのであった。

また、当時の日本には、外交官や御雇い外国人のみならず、広い層のフランス人たちが来日し、帰国後に旅行記などを出版するほか、美術評論家も来日しており、彼らの影響も極めて大きかったといえよう。主要な批評家の1人であるエルネスト・シェノー（1833～1890）は、日本芸術をテーマとした講演や批評を積極的に行い、フランスにおける日本受容の状況について論じている。また「ジャポニスム」という用語を最初に使用した人物は、美術評論家のフィリップ・ビュルティ（1830～1890）だったとされ、『文芸芸術復興』誌において「ジャポニスム」(le Japonisme) と題する論文を連載し、日本の歴史と文化・芸術について述べたのである。これを契機に、「ジャポニスム」という用語が急速に広まることとなった [36]。

西南戦争終了後、我が国は本格的に博覧会出品に向けて準備を開始し、「ジャポニスム」の流行と受容にこたえる形で、出品物の輸出振興を目指した。特に日本が出品に力を入れたのは陶器・生糸である。いずれも最高のグランプリを受賞し大きな成果を得られた。また磁器・漆器・金属品などの工芸品も、金賞ほか多くの賞を受賞し、高い評価を得られている。我が国のエキゾチックな意匠と精巧な細工の工芸品は人気が高く、政府は戦略的に工芸品を輸出するため、万国博覧会出品や輸出用工芸品のための図案帳である『温知図録』を制作し、全国の工芸制作者に貸与している。『温知図録』とは、日本の美術作品の文様や絵画を西洋向けに応用した図案帖である [37]。輸出品では、磁器・漆器・金属品の他に絹製品も人気が高く、ハンカチーフや袋物、シャツや室内ドレスも製造、販売されている。中でも上質な羽二重のキルティングで作られた、バスル型の室内着が海外で人気となった。

19世紀の西洋では、「シノワズリ」など東方趣味が流行し、中東の風俗や風景はアカデミズム絵画のテーマの1つとなっていた。そのため「ジャポニスム」の流行は、フランスのみならずイギリス他欧米諸国の多方面においても影響を及ぼした。そして、日本の絵画・工芸などから日本文化が広く認知されるようになると、絵画界限においては特に「ゴッホ」や「モネ」ら印象派の画家に影響を与えた。またイギリスでは、女性の社交の場であった「アフタヌーンティー」の習慣の中で、身に着けたのが「ティーガウ

ン」と呼ばれる、着物の要素を取り入れ、ゆったりと着用する室内着だった。そのほか、着物自体を室内着として愛用する女性や、着物や工芸品から意匠や特徴を洋服に反映させるデザイナーが活躍し、ファッションにも影響を及ぼすようになったのである [38]。なお、着物をファッションとして取り入れられた嚆矢として、幕府が参加した慶応3年（1867）のパリ万博における日本パビリオンの影響が挙げられる。当時、着物姿の3人の日本女性が見物客にお茶の接待をする演出をさせていた。これは外国人たちに非常に人気で、当時のファッション誌には着物風半コートが現れている [39]

さらに、服飾における「ジャポニスム」の影響は、ドレスのテキスタイルとして現れた。絹地の生産地だったフランスのリヨンでは、織物業者やテキスタイル・デザイナーが日本の染織品や工芸品、浮世絵版画を研究し、1880年代から、日本の絹地を模倣した布地が作られるようになった [40]。「ジャポニスム」のモードをいち早く取り入れたフランス、オート・クチュールの開祖シャルル・フレデリック・ウォルト（1825～1895）などは、菊柄などの日本風モチーフを使用した作品を制作している [41]。ウォルトは西洋各国の王室の服飾を手掛けている理由からか、日本からも皇后のドレス縫製の依頼があったようで、明治22年（1889）4月に生地を送附された内容が確認できる。そのためウォルトが日本の生地を直接携わった可能性があり、そこからインスピレーションを受けていた可能性も考えられる。

他方、我が国の皇后以下女子が着用した洋装デザインに対して、西洋からの「ジャポニスム」の影響があったのかを考察した場合、「ジャポニスム」を意識した影響は考えにくい。我が国は開国以降、あらゆる欧化政策を推進したが、すべてを西洋の様式へと変化した訳ではなかった。例えば、明治21年（1888）に完成した明治宮殿は、京都御所を模した和風の外観に、洋風の内装といった和洋折衷様式の木造建築である。内装の織物や天井には国内産の素材が使用され、文様においても日本の伝統的意匠が多く取り入れられ、天皇・皇后による国産美術工芸の制作活動の推奨観が取り入れられているのである。また洋装においても、国産品の使用奨励をし、皇后の洋装の生地や刺繍には、我が国の伝統的文様や菊や桜などの日本の植物の意匠が施されているのである。

我が国は、和魂洋才の精神のもと、すべてを西洋化するのではなく、優れた文物を採り入れながら、守るべき伝統の継承のために、国産美術工芸の推奨し「和洋折衷」というハイブリッドな様式を取り入れた。そもそも日本人は古来より「やおよろずの神」を象徴するように多様性を受け入れて、東西を問わず優れたものを取り入れ、自国のもとの融合する独自の文化を築いてきたのである。また、西洋においては、新たなヨーロッパ工芸製作を模索するなかで、芸術的で自然の要素が施された日本工芸品に着目し、万国博覧会や輸出品から「ジャポニスム」が大流行する

と、工芸品及び、着物などの意匠からインスピレーションを受け、ドレスのテキスタイルにも発展したのである。この様に、和魂洋才の精神のもと、伝統工芸の継承により生まれた「和洋折衷」によって独自のデザインの発展をとげた日本と、新たな工芸製作を模索する中で出会った日本の作品から、西洋の品や文化に様々な影響を及ぼした「ジャポニスム」は、相互の文化に融和し、影響を与え合いながらも、互いに独自の発展を遂げたものと言えよう。

6. おわりに

本論においては、以下の点を論じた。明治政府が欧化政策を推進した主な要因は、幕末に締結された不平等条約改正のほか、欧米列強と並ぶため「文明化」を示すためであった。また、女子洋装化においても外国賓客との会見に、西洋同様に天皇と皇后の同席が必要不可欠であり、政治的背景の要求するものであった。

そして、明治19年に皇后の洋装着用が決定し、皇后が示した洋装奨励の「思召書」には、伝統装束への配慮と明治維新後の変革により、職を失った職人たちへの支援の意図と、国産美術工芸の制作活動の推奨が読み取られる。

最後に、日本と西洋の文化が相互に与えた「影響」については、本論では、「ジャポニスム」に視点を当てて考察した。西洋では新たな工芸製作を模索するなか、我が国の工芸品に着目し、美術・工芸そして服飾などあらゆるものが影響され「ジャポニスム」が流行した。他方、我が国では、すべてを西洋化するのではなく、優れた文物を採り入れながらも、守るべき伝統の継承のために国産美術工芸を推奨し「和洋折衷」という様式が取り入れられた。

伝統工芸の継承による「和洋折衷」という発展を遂げた日本と、新たな美術工芸製作を模索する中、流行した西洋の「ジャポニスム」は、それぞれ相互の文化に融和し、影響を与え合いながらも、独自の発展を遂げたと言えるのである。

注

- [1] 馬場まみ「近代化に求められた服装—洋服着用状況にみる男女の差—」（『日本衣服学会誌』Vol.54 2011）19頁
- [2] 前掲論文
- [3] 長佐古美奈子『宮中晩餐会の歴史的考察 その（二）—明治22年大日本帝国憲法発布式の諸様相—』（『学習院大学史料館紀要』第27号 2021/3月）12頁
- [4] 一般社団法人 霞会館『明治150年記念 華族会館の誕生』2018/9/15 56～57頁
- [5] 『法令全書 明治13年』内閣官報局 明治20-45年 1510頁
- [6] トク・ベルツ編、菅沼滝太郎訳『ベルツの日記』上 岩波書店 1979 P354～355

欧化政策における洋装の受容
— 宮中における洋装化を中心として —

- [7] 前掲『法令全書 明治13年』内閣官報局 明治20-45年 1510頁
- [8] 『法令全書 明治17年』内閣官報局 明治20-45年 1307～1311頁
- [9] 『官報』大蔵省印刷局 [編] 明治19年6月29日 297頁
- [10] 上野秀治『欧州留学中の香川志保子宛 父香川敬三書簡 (2)』(『学習院大学史料館紀要』第27号 2021/3月)
- [11] 前掲『宮中晩餐会の歴史的考察 その(二) —明治22年大日本帝国憲法発布式の諸様相—』(『学習院大学史料館紀要』第27号 2021/3月) 19頁
- [12] 前掲『宮中晩餐会の歴史的考察 その(二) —明治22年大日本帝国憲法発布式の諸様相—』(『学習院大学史料館紀要』第27号 2021/3月) 19頁
- [13] 杉居宏枝「昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交」(『人間文化創成科学論叢』第18巻 2015) 41頁
- [14] 植木淑子「昭憲皇太后と洋装」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊50号 2013/11月) 414頁
- [15] 前掲『宮中晩餐会の歴史的考察 その(二) —明治22年大日本帝国憲法発布式の諸様相—』(『学習院大学史料館紀要』第27号 2021/3月) 14頁
- [16] 前掲「昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交」(『人間文化創成科学論叢』第18巻2015) 42頁
- [17] 前掲「昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交」(『人間文化創成科学論叢』第18巻2015) 45頁
- [18] モニカ・ベアテ『織り糸が語る内と外—昭憲皇太后大礼服研究修復元プロジェクトの現状—』(『神園』第23号2020/5/3) 18頁
- [19] 『明治天皇紀 第七』吉川弘文書簡 昭和46年 255頁
- [20] 『昭憲皇太后実録 上巻』吉川弘文書簡 2014/4/11 481頁
- [21] 前掲「昭憲皇太后と洋装」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊50号 2013/11月) 415頁
- [22] 前掲「昭憲皇后の大礼服発注をめぐる対独外交」(『人間文化創成科学論叢』第18巻2015) 45頁
- [23] 前掲『織り糸が語る内と外—昭憲皇太后大礼服研究修復元プロジェクトの現状—』(『神園』第23号 2020/5/3月) 34頁
- [24] 『明治天皇紀 第六』吉川弘文書簡 昭和46年680～6815頁
- [25] オットマール・フォン・モール編, 金森誠也訳『ドイツ貴族の明治宮廷記』講談社学術文庫 2011/12/12159～160頁
- [26] 前掲「昭憲皇太后と洋装」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊50号 2013/11月) 416頁
- [27] 前掲『織り糸が語る内と外—昭憲皇太后大礼服研究修復元プロジェクトの現状—』(『神園』第23号 2020/5/3月) 28頁
- [28] 前掲「昭憲皇太后と洋装」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊50号 2013/11月) 416頁
- [29] 『京都織物株式会社五十年史』京都織物株式会社編 1937 97頁
- [30] 前掲『明治天皇紀 第七』吉川弘文書簡 昭和46年 255頁
- [31] 山川千代子『女官 明治宮中出仕の記』講談社学術文庫 2016/7/12 21頁
- [32] 前掲(明治19年6月23日 宮内大臣内達)『法令全書明治17年』内閣官報局 明治20-45年) 1307～1311頁
- [33] 桜井保子「日本における洋服受容の過程—明治前期—」(『中国短期大学紀要』第13号 1982) 7頁
- [34] 佐藤秀夫「学校における制服の成立史—教育慣行の歴史的研究として」(『日本の教育史学』19巻 1976) 7～8頁
- [35] 伊藤真美子「明治日本と万国博覧会」吉川弘文館 2008/6/1 18頁
- [36] 寺本敬子「パリ万国博覧会とジャポニスムの誕生」思文閣出版 2017/3/27 4頁
- [37] 前掲論文
- [38] 沼田英子「異なる文化が会おう時」(『ファッションとアート 麗しき東西交流』横浜美術館・京都服飾文化研究財団2017/4/20) 8頁
- [39] 深井晃子「東から西へ, 西から東へ。ファッション往来」(『ファッションとアート 麗しき東西交流』横浜美術館・京都服飾文化研究財団 2017/4/20) 12頁
- [40] 深井晃子「きものとジャポニスム—西洋の眼が見た日本の美意識」平凡社 2017/8/23 47頁
- [41] 周防珠美「シャルル=フレデリック・ウォルト 20世紀モードへの礎石」(日本家政学会誌 Vol.61 No.4 2010) 51頁